〇生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年12月生駒市条例第40号)新旧対照表

現行

(生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和 25 年 4 月生駒市条例第 第 1 条

題名を次のように改める。

16号)の一部を次のように改正する。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例

- 第1条及び第2条(見出しを含む。)中「及び入園料」を削る。
- 第4条第2項を削る。
- 第5条の見出し及び同条第1項中「及び入園料」を削り、同項第1号を 次のように改める。
 - (1) 3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いるとき。
 - 第5条第2項中「及び入園料」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料	(月額)
階層 区分	定	義	3 歳児	4歳児•5歳 児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円	0円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)		5 670 W	4 620 ⊞
C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		<u>5,670 円</u>	<u>4,630 円</u>
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除	所得割額が 59,400 円以下		

改正案

(生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例

- 第1条及び第2条(見出しを含む。)中「及び入園料」を削る。
- 第4条第2項を削る。
- 第5条の見出し及び同条第1項中「及び入園料」を削り、同項第1号を 次のように改める。
- (1) 3歳から小学校3年までの者が同一世帯に2人以上いるとき。
- 第5条第2項中「及び入園料」を削る。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料	(月額)
階層 区分	定	義	3 歳児	4歳児•5歳 児
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円	0 円
В	市町村民税が非課税の 除く。)	世帯(A 階層の世帯を	0.000 III.	
C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		3,000 円	3,000 円
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除	所得割額が 59,400 円以下		

C_3	く。)であって、その額 の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下		
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下		
C_5		所得割額が121,101 円以上164,700円以 下	7,330 円	6,300 円
C ₆		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下		
C ₇		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下		
C ₈		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下		
C ₉		所得割額が 305,601 円以上		

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C_2 から C_9 までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及 び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

		1	-	•	
	C_3	く。)であって、その額 の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下		
•	C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下		
•	C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	7,330 円	6,300 円
	C ₆		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下		
	C ₇		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下		
	C ₈		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下		
	C ₉		所得割額が 305,601 円以上		

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C_2 から C_9 までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及 び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第2条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料	(月額)
階層 区分	定	義	3 歳児	4歳児•5歳 児
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円	0 円
В	市町村民税が非課税の 除く。)	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を 除く。)		4,630 円
C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		5,500 円	1,000 1
C_2	市町村民税の課税世帯(C1階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円	
C_3	の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円	
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円	4 000 FI
C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円	6,300 円
C_6		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円	
C ₇		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円	

第2条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料	·(月額)
階層 区分	定義		3 歳児	4歳児·5歳 児
A	保護世帯(単給世帯を含 人等の円滑な帰国の促 た中国残留邦人等及び	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。) 市町村民税の額が均等割額のみの世帯		2,300 円	3,000 円
C_1			3,000 円	3,000 🖂
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円	
C_3	の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円	
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円	0.000 111
C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円	6,300 円
C_6		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円	
C_7		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円	

C ₈	所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円
C ₉	所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

- 1 この表において「5 歳児」とは、学年の初めの日の前日において 5 歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4歳に達 している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C_2 から C_9 までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及 び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 第3条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		(月額)
階層 区分	定義	3歳児•4歳 児	5 歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0 円	0円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)	2,300 円	4,630 円

C ₈	所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円
C ₉	所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C₂ から C₉ までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及 び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 第3条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		(月額)
階層 区分	定義	3歳児•4歳 児	5 歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0 円	0 円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)	2,300 円	3,000 円

C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		<u>5,500 円</u>	
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円	
C_3	の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円	
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円	
C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円	6,300 円
C ₆		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円	0,300
C ₇		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円	
C ₈		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円	
C ₉		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円	

- 1 この表において「5 歳児」とは、学年の初めの日の前日において 5 歳に達 している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C₂ から C₉ までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

C_1	市町村民税の額が均等	割額のみの世帯	<u>3,000 円</u>	
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円	
C ₃	の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円	
C ₄		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円	
C ₅		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円	6,300 円
C ₆		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円	0,300 円
C ₇		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円	
C ₈		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円	
C ₉		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円	

備考

- 1 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 2 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4歳に達している幼児(5歳児を除く。)をいう。
- 3 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児(5歳児及び4歳児を除く。)をいう。
- 4 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 5 この表の C₂ から C₉ までの階層における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及 び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

第4条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月	目初日の在籍幼児の属す	保育料(月額)	
階層 区分	定	休日代(万·银)	
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)		2,300 円
C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		5,500 円
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円
C ₃	の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円
C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円

第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

第4条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分			保育料(月額)
階層 区分	定義		体 月 竹 (力 tg/
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円
В	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を 除く。)		2,300 円
C_1	市町村民税の額が均等割額のみの世帯		3,000 円
C_2	市町村民税の課税世帯(C ₁ 階層の世帯を除く。)であって、その額	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円
C ₃	の区分が次の区分に 該当する世帯	所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以 下	9,700 円
C_4		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以 下	10,500 円
C_5		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以 下	11,400 円

C_6	所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円
C_7	所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円
C ₈	所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円
C ₉	所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

- 1 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 2 この表の C_2 から C_9 までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及 び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5 条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

	_		
C ₆		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以 下	12,300 円
C_7		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以 下	13,300 円
C ₈		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以 下	14,400 円
C ₉		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- 1 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により 算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年 度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 2 この表の C_2 から C_9 までの階層における地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及 び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5 条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。